

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条に基づき公告します。また、当該工事は、以下の適用対象工事です。

- ・ 総合評価方式（特別簡易型）
- ・ 島根県建設工事低入札価格調査制度
- ・ 週休 2 日工事（発注者指定型 or 受注者希望型）
- ・ 労働者確保に関する積算方法の試行工事
- ・ 資材価格高騰に対する特例措置対象工事

令和〇年〇月〇日

島根県〇〇県土整備事務所長 〇〇 〇〇

記

- 1 担当部局 島根県〇〇県土整備事務所 業務部契約業務課 TEL〇〇〇〇〇
工務部□□□□課 TEL〇〇〇〇〇
ただし、「6 総合評価に関する事項」に限る
〒〇〇〇 島根県〇〇市〇〇町〇〇番地

2 入札に付する事項

工事名	〇〇〇〇工事 (以下「本件工事」という。)	工 事 概 要	〇〇〇
工事場所	島根県〇〇市〇〇町〇〇地内		L=〇〇〇m
予定工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日		〇〇〇〇
予定価格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)		〇〇〇〇
支払条件	前金払 契約金額の100分の40以内 部分払 回以内(ただし、契約金額により回数は異なる場合がある。) ※ 落札者が中間前金払又は部分払を契約締結時に選択する。 (契約後の変更は不可)		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
入札保証金	免除する。		
低価格落札者との契約に係る措置	調査基準価格を下回る価格で落札した者と契約する場合、契約保証金は契約金額の100分の30以上とし、前金払の割合は契約金額の100分の20以内とする。		